

田川地区高等学校体育連盟細則

【会計について】

- 第 1 条 規約第 27 条にもとづき、田川地区高等学校体育連盟に加盟する高等学校は、本連盟を運営していくため分担金を納入する。
- 第 2 条 学校分担金の算定基準は、5 月 1 日現在在籍の生徒・職員数とする。
1. 分 担 金：全日制課程生徒・職員 1 名につき 5 0 0 円
定通制課程生徒・職員 1 名につき 2 5 0 円
 2. 大会参加料：鶴岡高専生徒・顧問 1 名につき 2 0 0 円
- 第 3 条 第 2 条の職員は、校長、教頭、教諭、養護教諭、常勤講師、実習教諭とする。
- 第 4 条 本連盟の経費は、規約第 4 条に基づき、次に掲げる項目に支出する。
1. 事務局費
 2. 専門部運営費
 3. 地区強化講習会費
 4. 通信費（直通電話、F A X 使用料）
 5. 全国高等学校定時制通信制体育大会激励費
 6. その他
- 第 5 条 本連盟の予算、決算は理事会で企画し評議員会の承認をうる。
- 第 6 条 県高校総体、県定通総体の田川地区開催の準備費として積立金をもつ。
- 第 7 条 本規程は昭和 6 1 年 4 月 1 日より施行する。

昭和 6 2 年 1 1 月 3 0 日一部改正する。

平成 1 1 年 4 月 1 4 日一部改正する。

平成 2 6 年 1 2 月 1 7 日一部改正する。